

いじめ防止基本方針

(R8 3月改正)

松本市立筑摩小学校

1. いじめの定義と基本認識

【定義】この基本方針における「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

【認識】「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」という前提に立つ

【判断基準】教師の主観ではなく、被害児童がどう感じているかを基準とする。

(いじめ防止対策推進法第2条)

《 いじめ指導の5原則 》

- ① いじめる側、いじめられる側の両者の気持ちを受け入れつつも、「いじめは許されない」と毅然とした態度で臨む。
- ② 「いじめられる側にも原因がある。」との考え方は認めない。
- ③ 第三者はいない。「見ているだけ」「関係ない」との傍観者の立場は許さない。
- ④ 人権感覚を育てる。「人種や障がい、能力、外見などは個人差である。」
- ⑤ いじめに負けない。「絶対に孤立させない」との覚悟をもって指導に臨む。
一人の理解者の存在が「命」を守る。

《 いじめの様態 》

- ア 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる（脅迫、名誉毀損、侮辱）
- イ 仲間はずれ、集団による無視
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする（暴行）
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする（暴行、傷害）
- オ 金品をたかられる（恐喝）
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする（窃盗、器物破損）
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
(強要、強制わいせつ)
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる（名誉毀損、侮辱）

《 いじめが見えにくい背景 》

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われる。
 - ・無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われる。
- 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態《カモフラージュ》
- いじめられている本人からの訴えは少ない。いじめられている子どもには、
 - ・親に心配をかけたくない
 - ・いじめられる自分はダメな人間だ
 - ・訴えても大人は信用できない
 - ・訴えたらその仕返しが怖いといった心理が働く。
- ネット上のいじめは最も見えにくい
ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。携帯端末（通信ゲームができる機器は通信もできる）での通信により学年・学級の枠をこえた日常的なやりとりがあることを保護者、教職員がとらえかねておく。

2. いじめ等に係る対応マニュアル

未然防止	早期発見	いじめへの対応
<p>いじめのおきにくい 学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童に「いじめは絶対に許さない」ことや命の尊さについて理解を促す。 ○互いの違いを認め合い他者の痛みを知る学級・学校づくりや、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりを行う。 ○児童会による活動や異学年交流を通じた人間関係の流動化を推進する。 ○児童が自己有用感や充実感を感じられる教育活動を展開し、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対応できる力を育成する。 ○暴言、体罰、差別的言動は、教員自身がいじめのモデルとなることを自覚し、襟を正す。 	<p>ささいな変化や兆候を 見逃さない</p> <ul style="list-style-type: none"> ○チェックリスト（P6）を活用して、ささいな兆候を見逃さないよう、児童と共に過ごす時間を確保し、普段から声がけや表情の観察をする。 ○学年会・職員会で情報交換をし、複数の目で子どもの様子を見て判断する。 ○2か月ごと（5・7・9・11・1・3月）にアンケートを実施し、生活記録や日記等の記述変化を見逃さない。 ○担任だけでなく、養護教諭、SC、管理職など「誰にでも相談してよい」ことを掲示、学校内外のいじめ相談窓口を周知する。 ○保護者・地域と連携して、家庭での様子の変化について情報提供を求める。 	<p>一人で抱えこまず 組織的に早期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめの発見、通報を受けたら「一人で抱え込まない」で、すぐに「いじめ・不登校対応委員会」へ報告し、組織として対応する。 ○被害児童・目撃通報児童の安全を確保し具体的事実を聞き取る。加害児童に対しては事実を否定しても高圧的にならず、言い分は聞き入れながらも、毅然とした姿勢で指導を行う。 ○家庭連絡をし、被害児童の安全を確保し、加害児童へは被害者の痛みへの共感を促す。 ○必要に応じてスクールカウンセラーや警察、児童相談所との連携を図る。 ○「被害児童が真に望み」かつ「加害児童が心から反省している」場合のみ、謝罪の場を実施。
<h3>ネット上のいじめへ対応</h3>		
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○SNS上における軽はずみな書き込みが一生の傷になること、法的責任が生じることなど、情報モラル教育を推進する ○家庭での情報端末機器使用のルールづくりなど、保護者への啓発を行う。 	
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○児童のネットとの関わりについての様子を観察する。 ○アンケートに基づく教育相談を行う。 ○学校外で見えないため、保護者等から情報が重要な鍵となることを認識し保護者への理解と協力を求める。 	
いじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ○書き込み等には画面のスクリーンショットなど内容を必ず保存後、関係機関に削除依頼をする。 ○被害の拡大を避けるために躊躇なく所轄の松本警察署に相談する。 ○ネット上のいじめも他のいじめと同様であることを、いじめたとされる児童に対して毅然とした姿勢で指導や支援を行う。 	

3. 重大事態への対応

一	いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
	<ul style="list-style-type: none"> ○児童が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合
二	いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時
	○年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に報告、調査する。
<p>※その他、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。</p>	

いじめ防止対策推進法に規定する下記のような重大事態が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、児童の心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

[重大事態の対応について]

- 上記のような疑いの生じた段階から調査の実施に向けた取組みを開始する。
- 重大事態が発生した場合、松本市教育委員会に速やかに事案発生を報告し、迅速かつ適正に組織対応をする。
- 学校が事実に関する調査をする場合は「いじめ・不登校対応委員会」のメンバーが中心となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- 調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

4. いじめの未然防止・早期発見できる学校づくり

学級経営の充実

- 個の違いを個性としてお互いに認め合える学級の雰囲気作り
(行事等の振り返りの場の設定や意図的なゲーム・エンカウンター等の利用)
- 人間関係や悩みをつかむ工夫
(定期的な教育相談とアンケート[5・7・9・11・1・3月実施]やチェックリスト等の活用)
- 縦軸・横軸を意識した学級集団づくり
縦軸づくり: ルールを守り行動する指導
(規範意識を育てる)
横軸づくり: 人間関係を育てる活動・授業
励まし合い高め合う関係
- 一人一人が活躍できる場をつくり、自己効力感を引き出す授業 (自己肯定感を高める)
- 暴言、体罰、差別的言動は、教員自身がいじめのモデルとなることへの自覚

校内体制・職員研修の充実

- いじめ問題の基本的な考え方の共通認識
- 複数の目で子どもの様子を見る体制
(教科担任制・学年会・職員会の充実)
- 校内相談体制の充実
(相談窓口の周知 報告連絡相談と係連携)
- いじめ・不登校対応委員会での対応
- 職員研修
(事例研究と対応、子ども観や教育観の見直し、人権感覚の育成)

保護者との連携

- 情報交換の継続と相互理解の推進
(家庭訪問、電話、連絡帳、通信)
- 授業参観、懇談会、行事等での保護者の啓発
- 学校の相談体制、対外的な相談窓口の紹介など、児童保護者への具体的説明(年度当初学校通知)

相手を受けとめる・相手を思いやる 仲間・学級

- 1 豊かな関係、楽しい学級 ~何でも言えて、何でも聞いてもらえる~
- 2 共通目標に向かう集団の力 ~みんなで取り組み、乗り越える~
- 3 共通の生活習慣、規範意識づくり~相談して決める。みんなで守り、評価し合う~
- 4 学び合う仲間 ~自他の考えを伝え合い、高め合える~

人権教育・命の教育の充実

- 規範意識を育てる
(善悪の判断、生命の尊重、正義感や思いやり)
- 学級活動を通じた生活の振り返り。振り返りによる他者理解と自己理解、自尊感情を高める。
- 交流や学習を通して、仲間のよさを学ぶ、生き方を学ぶ
(異学年交流、福祉交流、地域交流、性の多様性講座等)
- 校長講話
- 「命」を実感する活動(植物栽培、動物飼育、花壇作りなど)

なかよし月間[11月]

人間関係を育む活動の充実

- 異年齢集団の活動
(なかよし学年活動、地区児童会の活動)
- ・児童会による交流活動
(児童集会での遊びやゲーム)
- ・交流体験
- ・清掃活動への取り組み
- ・PTAや地域の諸行事、諸活動への協働的な参画(〇〇会、〇〇祭などへの参加)

筑摩小学校 いじめ対応フローチャート

【STEP1 未然防止の取組み】

<学校での日常の取組み>

- 楽しい授業・分かる授業
- 児童会や生徒会での企画
- 道徳・人権教育の充実
- なかよし旬間・人権旬間等
- 良好な人間関係づくり
- 情報モラル教育等の充実
- 家庭との連携
- SOSの出し方教育の充実

<外部機関等との連携>

- 児童生徒への相談窓口の周知
- 警察、児相等との連携確認
- SC、SSW等の活用
- 保護者へのいじめ基本方針の周知

【STEP2 早期発見の取組み】

- 2か月に1回の「いじめアンケート」の実施
- 日常的な児童生徒の観察(チェックリストの活用)
- 職員会や学年会等での気になる児童の情報共有
- 「アイ・チェック」の活用
- 児童生徒の訴え(日記・生活記録を含む)
- SC・SSWや外部相談機関との情報共有
- 保護者や地域社会からの情報提供

いじめと疑われる行為の発見・把握

【STEP3 組織的な早期対応】

報告・連絡・相談 例) 発見者・担任等⇒学年主任・生徒指導主事⇒教頭⇒校長

招集指示

「校内いじめ対応組織」での対応

- 【メンバー例:校長・教頭・生徒指導・担任・学年主任・養護教諭・SC・SSW等】
- ・役割分担(聞き取り、被害者へのケア、保護者対応、対外的な連絡窓口等)
 - ・情報収集の方針決定(誰に・誰が・いつ・どこで・何を・どのように)
 - ・聞き取った情報の共有 ⇒ さらに聞き取りが必要か判断
 - ・全教職員への情報提供

必要に応じ市教委へ報告、連絡、相談
※「いじめ重大事態」は直ちに報告

事案により警察署へ通報
※SNS等での誹謗中傷、脅迫等

対応指示

いじめ対応組織で共有 対応の再協議

事実確認(聞き取り)

- ・ いじめを受けた児童生徒から
- ・ いじめを行った児童生徒から
- ・ 周りで見ていた児童生徒から

- ・ 複数の情報から判断する。
- ・ 決めつけずに聞き取る。
- ・ 丁寧に確認する。
- ・ 正確に記録をとる。



解決に向けた対応

- ① 被害児童生徒…心身の安全の確保、精神的なケアを行う。本人の希望を聞きながら対応する。
- ② 加害児童生徒…行為の背景を探り、把握したうえで指導。安易に謝罪の場を設けない。
- ③ 周囲の児童生徒…自分は無関係ではないこと、自分にできることは何か考えるよう促す。

【STEP4 継続指導と経過観察】

継続的な指導

- ・ 被害、加害児童生徒双方のアフターケア
- ・ 様子を見守りと家庭との共有、協力
- ・ SC、SSW等の活用や支援会議の実施

経過観察

いじめの解消(2要件を満たしているか)

- ① いじめの行為が、少なくとも3カ月以上止んでいること
- ② 被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていないこと

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないようにメモを回したり、消しゴム投げをしたりしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- グループを作ると、机をはなす

いじめられている子

●日常の行動・表情

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く元気がない、涙ぐむ
- 早退や一人で下校することがふえる
- 遅刻、欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- 発言を友だちに冷やかされる
- 教室に一人でいることが多い
- 班編成をするときに孤立しがちである
- 教室にいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物がふえる
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から、机を少し離している
- 食事の量がへったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらをされる

●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨て当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている。

●その他

- トイレや廊下、教室の机やロッカー、持ち物に落書きをされる。
- 持ち物が壊されたりかくされたりする
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたりポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- 必要以上にお金をもち、友だちにおごっている
- けがの状況と本人の説明が一致しない

いじめている子

- 多くのストレスをかかえている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対し威嚇する表情をする
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが、他の子どもにきつい言葉遣いをする